

食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針の一部改正案の概要

1 趣旨

食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針（平成15年厚生労働省告示第301号。以下「指針」という。）について、食品表示法（平成25年法律第70号）の施行に伴い、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第19条第1項に規定する食品及び添加物に関する表示の基準を、食品表示法第4条第1項の規定に基づき定められる表示の基準に移行する等の改正が行われることを踏まえた所要の規定の整備を行う。

2 改正の概要

- （1）指針中、食品衛生法第19条第1項に規定する表示の基準としている部分について、食品表示法第4条第1項に規定する表示の基準に改める。
- （2）その他所要の規定の整備を行う。

3 施行期日

公布の日から施行

4 根拠法令

食品衛生法第22条第1項